事業者資料要旨集

2025年8月6日 経済産業省資源エネルギー庁 国土交通省港湾局

意見要旨

- 公募占用指針改訂案(公募制度の見直し、運用の明確化)に対する意見
 - ▶ 公募制度は全ての事業者が公平な競争条件下で評価される仕組みであるべき
 - ▶ 市場からの信頼性(公平性、透明性)確保、後続事業者の投資回収の予見性確保、 電源投資を完遂するための確実性の担保が重要
 - ▶ 業界団体を含む全事業者に意見聴取する機会を設けることが望ましく、今後は、 継続的且つ定期的な意見交換をお願いしたい
- 公募占用指針及び運用指針に関連して検討いただきたい事項
 - ▶ JWPAにおける検討・議論では、次のような取り組み・措置が必要との意見が出ているところ、今後、機会が得られるならば、具体的な提案を申し上げる所存
 - 事業期間の延伸(海域占用期間の延長)
 - FIP移行促進のためのCPPA推進とオフテイカー確保への支援
 - 各種電力市場(容量市場、長期脱炭素電源オークション、需給調整市場等)への参加の促進
 - 上記の他、市場環境整備に必要な対応策





第31回洋上WG合同会議(3月10日)で示された第1ラウンドFIP転について REASP内での意見集約とその後の経緯



意見集約にあたり、質問項目を設定

- 1) 国への意見申し入れを行うことの是非
- 2) 意見申し入れについて3つの論点に整理。

それぞれの観点について意見求めた。

- ア)事後的にFIP転を認めたことに対する意見。
- イ)FIP転を認めることへの検討過程は十分な 議論がなく、影響が想定される他の事業者に対 して事前説明がされなかったこと。
- ウ) PPA市場での他の公募案件への影響が懸念され、ラウンド間の公平性が保たれない可能性があること。

またこの3点の論点以外に、追加すべきの 論点があれば意見を求む。

3) その他、洋上風力事業の促進・事業安定化の観点から、国に求める措置の提案



18社から回答。

R1非選定事業者、R1関係者、R2選定事業者など事業者の立場はさまざま。問題意識は共通しており、意見提出について賛同する意見も多かったが、業界団体として意見統一を図ることは困難と判断。集めた意見は、社名を伏せて4月23日の新工ネ課による説明会の参考資料として提出。23日の説明会以降、REASP内で本件は議論せず、パブコメも個社での対応

意見集約の結果(主な意見)

大項目	中項目	小項目	該当者
事後のルール変更 は問題あり	FIP転を認めるべき ではない	R1の公募をやり直す べき	A社、B社、C社
		FIP転は法的根拠に 疑義あり	A社
		FITのまま維持すべ き または再公募	D社
	FIT維持か制限付きFIP転で対応すべき		E社
	FIP転を認めるべきかについての言及なし		F社
検討過程が不透明で	G社、H社、I社		
PPA市場への影響	洋上風力各ラウンド間の不公平感 第2.3ラウンド事業にも相応の支援を		F社、G社、I社 J 社、K社
Fraili-/m/ (0)於/音	太陽光や陸上風力を含む再工ネ全体への影響を懸念		H社、L社
今後の制度に関する カー支援など)	D社、H社		

REASPとしての意見:

全ての電源においてFIP転を推進することには違和感はないが、第1ラウンド洋上 プロジェクトが含まれるという認識を業界としても共有していなかった。今後、 認識の齟齬が生じないよう事業者団体との情報共有を徹底していただきたい。

ヴィーナ・エナジー洋上風力株式会社

ラウンド3 青森県沖日本海(南側)に参加

「事業予見性の向上」と「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための事業環境整備」に関する意見

入札参加にあたって、事業環境整備がなされ洋上風力の事業予見性が高くなることは 重要です。以下の項目について今後の取り組みを期待します。

【事業環境整備にあたって期待する項目】

- 系統利用の確実性の向上
- NEDOの収益モデルの客観的な評価および改善
- セントラル方式におけるJOGMEC採取データの効率的な認証への利用
- 港湾利用の環境整備
- 洋上風力の電気の付加価値が高く維持できる政策の実施

公募占用指針改訂案及び洋上風力の事業環境に対する考え方

保証金制度• 価格調整 スキーム

事業計画策定時からFID時点の間のマクロ要因による資本費高騰を調整する仕 組みは有効

価格調整に用いるコスト指標が、事業に生じる実コストと整合するよう、継続的検 証をお願いしたい

公募占用 指針の 改訂項目

> ラウンド1の FIP移行

ラウンド1は、再エネ海域利用法に基づき、FIT売電を条件とする公募占用指針に より選定。再エネ特措法に基づくFIPの導入により、当然にラウンド1案件がFIPで 売電することを許容されるか否かは、自明ではないものと理解

今般の改訂は、売電形態の変更を明示的に許容する根拠を設けるものであること から、制度の信任を損ねる可能性、PPA市場の競争環境への悪影響、制度解釈 に関する一般的な理解等に照らし、強い疑義があり、慎重な検討が必要と思料

洋上風力の 事業環境整備

- 洋上風力の主力電源化のためには、案件の着実な完工を積み重ねることにより、 サプライチェーンとコスト低減余地を形成していくことが必要。そのため、
 - 実際のコストを確度高く反映し、リスキーな入札行動を防ぐ仕組み: FITない しCfDを前提とした公募、供給価格上限額の弾力的な見直し
 - 売電価格のコミット~FIDまでのタイムライン短縮: 領海も含めた2段階方式
 - 供給側のボトルネック要因解消: 認証プロセス、船籍要件等の改善 等の検討が必要



洋上風力事業環境整備に向けた各種取組案



1. 長期脱炭素電源オークションの活用

長期脱炭素電源オークションに洋上風力を参加しやすくするよう制度を検討し(調整係数、設備利用率、上限価格、募集枠等)、参加を慫慂することで事業予見可能性を高める

2. 海域占有期間延長

海域占有期間を30年から延長することで運転期間延長できないか

3. オフテイカー支援

オフテイカーに対するインセンティブの付与(再工ネ賦課金減免等)を検討できないか(例えば基準価格が一定以下の事業からのオフテイクを対象とすることで、国民負担の少ない再工ネ事業を促す意義もあるのではないか)

4. 拠点港利用料減免

占有期間は限定的(建設時、大規模修繕時、撤去時合わせても5年程度)であり、整備費用に該当する部分は公費による負担割合を増加頂けないか

弊社意見の要旨



- ✓ 1stラウンドはFIT前提で実施され、FIP転換は想定外であった。1stラウンド案件の 落札者がFIT前提では遂行困難なのであれば、次点以下の事業者の遂行可能性 を探り、不調であればFIP前提で再公募をするのが適切である。
- ✓ 公募後のルール変更は信頼を損ね、カントリーリスクと見做される。1stラウンドの FIP転換は他ラウンドとの公平性を欠き、1stラウンドのみの救済は不適切である。 先行案件の遅延は後続にも影響し、国内洋上風力導入拡大の妨げとなり得ること が危惧される。
- ✓ ZPLで入札せざるを得ない価格要素の評価方法が事業の遅延や断念を招くことが 懸念されるため、見直しが必要である。過去ラウンドの応札図書から価格分析をし、 今後の公募においては予定価格と最低制限価格が設定された合理的な価格帯で の入札を促すべき。
- ✓ 地域との協調性を具備した事業遂行能力をより重視する制度改善が必要。
- ✓ 国が掲げる目標を達成するには、洋上風力に係る市場環境整備が急務。



要旨:日本の洋上風力市場の魅力をより高めるために

海外

✓ 欧州や台湾などの主要市場では、洋上風力がCPPA市場に移行する前に、**長年におよぶ収入支援**を 実施。**当該支援により洋上風力市場が発展**。

- ✓ 欧州諸国では、<u>公募の不調等の困難</u>を経験しつつも、脱炭素の要請に加え**エネルギー安全保障**の観点から洋上風力への収入支援を強化。**エネルギーミックスで洋上風力を優先**。
- ✓ 韓国では、洋上風力への収入支援を強化。結果、韓国はAPAC地域の洋上風力市場を牽引。

国際比較

日本

✓ 日本市場は経済規模・電力需要も大きく、投資対象として魅力的。しかし、目下の洋上風力市場は、 技術的難易度、物価高などの多くの課題に直面。加えて、公募参加に必要となる投資額が大きいこと も課題。

- ✓ <u>日本の洋上風力産業は、まだ出発点</u>に過ぎず、現行の公募制度によるプロジェクトで最終投資決定 (FID) はまだ下されていない。
- ✓ 日本の促進区域の選定は基礎的条件(地盤条件、送配電網へのアクセス、設備設置可能容量、風況など)を最優先に考慮しておらず、多くの海域は、技術的な難易度が高く、事業開発リスクが高い。

公募制度への 提言

- ✓プロジェクトの収益性と社会コストの最適バランスの追求。
- ✓ 低価格の追求よりも市場が成熟するまでは十分な収益性の確保。
- ✓プロジェクトの融資環境を改善し、公募を活性化させるためのFIP制度の改善。
- ✓以下の項目を考慮した公募制度の大幅な変更
- 国際市況の変化へ適時適切に対応
- 低価格と早期運転開始の同時要求はプロジェクトに強い負荷が発生
- プロジェクトの実現可能性の評価をより重視(実績、リスク評価、収入の確実性など)
- 持続的な洋上風力産業を育成するための十分な収益性

今後の事業環境整備に向けて

第1ラウンド事業者のFIP制度移行について

- 2025年3月10日の洋上風力促進小委員会で、FIT 売電を前提とした第1ラウンド事業者について、 FITからFIPへの移行が可能な旨「明確化」
- 斯様な措置は事業完遂に必要ではあるものの、当初からFIP制度を前提としていた第2ラウンド及び第3ラウンドの事業者にとっては、環境価値の需給バランスが激変するとともに、FIPプレミアムの多寡で価格競争力も劣後する(要は、電力販売における競争環境が激変)ことから、これら事業者に対する影響緩和対策が急務

今後の事業環境整備に向けた考え方

- 洋上風力は30年間の長期にわたる事業であり、事業完遂のためには、社会環境や経済情勢の変動に応じて、継続して事業環境整備を行うことが不可欠
- 公募時点に遡及した公平性確保は重要だが、これに拘泥した場合、制度を一切変えられない事態になることを強く懸念。従い、事業者への規律維持 や国民負担の抑制、地域の皆様のご理解を前提として、柔軟な制度の運用が必要
- 現状、事業者のコストコントロールが難しい状況下にあることから、ゼロプレミアム/準ゼロプレミアムで応札しなければ勝ち切れない価格評価点設定、応札時点の風車選定、海域特性が考慮されない運転開始時期の評価点設定など、電源投資の確実な完遂のためには、洋上風力のコスト前提と今後公募ルールそのものの抜本的な見直しが必要

公募占用指針改訂案に対する意見

【公募占用指針改訂案の検討にあたり、弊社が考慮すべきと考える重要要素】

- 日本における洋上風力発電の建設は難易度が高い。地震の発生や海底地盤の硬さ等、先行市場の標準プラクティスが通用する環 境でなく、また国内のサプライチェーンがいまだ発展段階にあり、製造・施丁コストが十分に煮詰まっていない。
 - ▶ 応札時点で最大限リスクを織り込んで検討を行うものの、事業者がコントロール可能な範囲を超えるコスト増が発生し得る (実際に発生している)環境にある。
- 日本におけるコーポレートPPA市場はいまだ黎明期にあり、脱炭素電力に高い価値を見出す需要家は一部にとどまる。
 - **▶ 事業者がコントロール可能な範囲を超えるコスト増が発生した場合、それを支えるだけの需要家群の発掘は極めて難易度が** 高い状況にある。

【公募占用指針改訂案に対する弊社意見】

- ◆ 為替/インフレ連動タリフの導入はありがたいが、想定を超える円安/資材価格高騰が進展した経緯を踏まえ、**起算点を公募開始時** 点からとして頂くことを認めて頂きたい。
- 保証金増額と遅延割合に応じた没収コンセプトには総論賛成。他方、保証金没収とFIP期間短縮は「二重負担」であり、海外主要国 の事例を踏まえても厳しく、保証金全額没収後のFIP期間短縮開始等について検討をお願いしたい。

【公募占用指針改訂案に付随して検討頂きたい市場環境整備に関する弊社案】

再エネ発電設備に係る課税標準の特例措置の早期公表(固定資産税減免)/バランシングコスト交付額の 市場環境整備策

早期公表 / GX補助金の保証利用要件拡大 / 試運転電力売電の容認 / FIP期間後の発電側課

金の免除 / 港湾利用料の免除 / 占用期間の延長 等

需要家支援策 税制優遇 / 再エネ賦課金の免除 等



公募占用指針改定案に対する意見



洋上風力事業を取り巻く環境は厳しさを増している。事業者が投資を継続できる仕組みと、需要家が受け入れられる価格の両立が不可欠。以下に、今回の公募占用指針改定案に対する当社の意見を示す。

■ コスト環境の急激な変化と現場の実情

- ・原材料費・輸送費・人件費などの高騰により、洋上風力の開発コストは足元で大きく上昇 (風車、施工、ケーブル、工事費等)
- ・第1ラウンドの1.7GWの電源がCPPA市場に参入してくることにより、後続ラウンドの事業者が当初想定していなかった影響が生じている。
- ・これらは、PPA交渉、資金調達にも影響しており、事業推進において厳しい状況

■ 現構造下でのオフテイカー確保の困難性

- ・コスト上昇分を全てオフテイカーが全面的に負担せざるを得ない構造
- ・再エネを選択したいが、高値のため選択できず、価格・契約期間に関する協議が難航

■ 投資完遂のための要望

需要家側支援	• インセンティブ・税制優遇(法人税等)等
投資完遂のための仕組み	 固定資産税等の税制優遇(一部減免、加速償却) 価格調整スキームの遡及時期の見直し(過去入札時点への遡り) 発電側課金免除、海域占用期間の延長、港湾使用料減免 バランシングコスト交付期間の延長、債務保証のバックアップ (金利低減)
バックアップ策	• 長期脱炭素オークションの上限価格の見直し等による投資回収の確実化



- ▶ コスト低減や過度な競争を避けるため、案件数および規模の拡大が必要。民間にもできることを考えていきたく、今後とも官民の密な意見交換をお願いしたい
- ▶ 洋上風力発電は、今後コスト低減が見込まれる電源として、我が国の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた「切り札」とされているが、産業育成のための支援が必要。海域占用指針改定案についての意見は以下の通り
 - リスクに伴う十分な利潤の確保(準プレミアム水準・上限価格の適正な設定によるFIP制度の運用、海域占用期間延長による事業性改善)
 - 計画の柔軟性確保(事業者選定後のサプライヤー決定)
 - 適正な迅速性の設定(基幹系統整備、陸上自営線整備・系統連系協議、港湾整備等との整合性確保、セントラル化の推進)

丸紅株式会社

事業環境整備に関する要望一覧

尹未	事未以児罡哺に関する女主―見		
大項目	小項目	要望内容	
価格調整スキーム	ゼロプレミアム案件 への対象拡大		変動率上限値を適用しても基準価格(kWhあたり)は3円 他方、ゼロプレミアム案件も等しく物価変動の多大な影響 ことでゼロプレミアム案件も対象として頂きたい。
	運転維持費の対象	資本費だけでなく運転維持費についても価格調整 英国CfD制度では、運転期間中(CfD15年間)の	1 - 1 - 1
海域占用期間の延長		・ 海域占用期間を30年間から延長頂きたい(例:4 の期間)も延長して頂きたい。	10年間)。これに付随して、FIP期間(=発電側課金対象外
持分譲渡制	限の緩和	公募時の評価対象企業が持分譲渡後も建設管理 観点で運転開始前は議決権の2/3までの譲渡、運	・運転維持管理業務を行うことを条件に、資本効率向上の 転開始以降は全額譲渡を原則認めて頂きたい。
長期脱炭素 電源オーク ション	長期脱炭素電源オークションへの参加	として長期脱炭素電源オークションへの参加を認 ・ 洋上風力への電源投資の確実な完遂の観点でゼロ 5年2月に制度承認済み。長期脱炭素電源オーク	コプレミアム案件の容量市場(メインオークション)参加は2 ションの目的は「投資回収の予見可能性を確保することで り、洋上風力への電源投資の確実な完遂の観点では、単年
	長期脱炭素電源オー クションの環境整備	・ 募集枠として、"再エネ(風力・太陽光・地熱・水力(流込式))"を設けて頂きたい。
	洋上風力の調整係数 導入	• 「調整係数」は陸上風力の値だが、洋上風力の設備 い(現状洋上風力の供給力が過小評価されている	備利用率が高いことを踏まえ、洋上風力の値を設定頂きた √状況)。
オフテイク	 非化石価値取引市場の価格設定見直し 非化石価値取引市場の価格設定見直し 非化石価値取引市場の必要性を理解するものの、非化石証書を市場で非常に安価で調達出来てしまう現状を鑑み、洋上風力起因の電力調達に二の足を踏んでいる状況。 		
港湾整備費	用の負担低減	・ 基地港湾の貸付料の計算において、全額事業者負	担ではなく、一部のみに低減頂きたい。
税金関連	再エネ固定資産税の 軽減措置延長	・ 地方税法附則第15条第25項に基づく再生可能 間から延長して適用頂きたい(例:10~20年間)。	エネルギー発電設備に対する固定資産税の軽減措置を3年。
	撤去費用の早期損金 算入	・ 撤去費用に関して現金積立時点での損金算入を認	忍めて頂きたい。 12

経済産業省 資源エネルギー庁 風力政策室 御中

三井不動産株式会社

「一般海域における公募占用指針改訂案」に対する意見

	項目課題		要望
1	CPPA価格に ついて	▶ 洋上風力発電におけるCPPA価格が、他の再工ネ電源(太陽光、 陸上風力等)に比べて客観的に高く、市場性から乖離している。	▶ 市場価格との乖離を是正するための国からの支援
2	4 R以降の 価格評価に ついて	▶ 供給価格評価に現状の洋上風 力事業の実態が、反映されてい ない	▶ FIP制度における供給価格評価の見直しまたは FIT制度の再導入の検討

公募占用指針改定案について(要旨)



- 今般の公募占用指針改定案については、おおむね異論はない。
- R1事業者に認められることになったFIP移行については、過去の国からの説明や業界とのコミュニケーションが不足していたことに起因する混乱があったと認識しているが、政府としてすべての洋上風力事業の完遂をサポートしようとする姿勢は歓迎するものであり、その一環としてR1事業のFIP転を認めることについても理解できるものと考えている。
- その他、物価調整スキームなどの措置導入には異論はない。しかしながら物価調整スキームの裨益を受けないゼロプレミアム事業を始めとして、足元における想定を超えた事業環境悪化及びFIP転によるPPA市場への影響が想定される中、各事業者が必死に取り組んでいる洋上風力事業の完遂に向けては、さらなる事業環境整備が必要不可欠と認識。
- 各事業者は、スケジュール上の様々な制約を抱え、事業環境整備の進展は待ったなしの状況であり、 電源投資完遂に向けた具体的な議論を数か月以内に進展させるべく、ご協力をお願いしたい。
- 事業環境整備に向けては、例えば下記のような施策をご検討いただきたい。
 - 1. 海域占用許可の更新に関する考え方の明確化
 - 2. CPPAオフテイカーの再エネ調達に対するインセンティブ措置(再エネ賦課金減免制度改定など)
 - 3. 容量市場の一つである長期脱炭素電源オークションへの参加容認

まとめ



- 公募占用指針改訂に至ったプロセスについて (1)
 - ➤ 第1ラウンドにおける「FITからFIP制度への移行」は、公募の大前提の変更(=大きな ルール変更)であり、洋上風力に関係する事業者全体と丁寧な議論をして進めて頂きたい。
- 第1ラウンド時の公募に関する事業者の認識 (2)
 - 第1ラウンド(秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖、千葉県銚子市沖)の公募期 間に先立ち、FITからFIPへの移行が議論されていた。
 - ▶ そこで公募ルールの明確化を求めた「長崎県五島市沖の公募占用指針」でのパブリックコメントでは、「FIT認定を 前提として、FIP移行は想定していない「旨の回答あり。従い、後のFIP移行はできない、というのが第1ラウンド 入札参加者の共诵認識。

(この大きな前提が共通認識でないのなら、そもそも当時に公平な入札が成立していない。)

- (3) 「FIP移行可能 となる場合の課題認識
 - ▶ 上記共通認識に基づき、第1ラウンド落札事業者は圧倒的に低いFIT価格で事業をやることが 評価され落札したのであり、FIP移行するのであれば、落札した根拠がなくなる。
 - ▶ もし他の参加者が「FIPへの移行が可能」と認識していた場合、落札者が変わっていた可能性が 十分にある。(価格点で差がつかない場合、一部海域では他事業者の方が非価格点が高い。)
- 当社意見 (4)
 - ▶ 公平性の観点から、第1ラウンド事業者は「FIT制度 |を前提として事業を継続することが望ましいと考えられるが、 仮に「FIP制度への移行」を認める場合には、再入札の実施も含めて検討されるべきではないか。
 - ▶ 尚、再入札が「FIP制度 Iを前提として行われる場合、第2・第3ラウンド同様にゼロプレミアムでの 入札を行う事業者が現れる可能性があり、結果として国民負担の軽減にも繋がることも期待される。

公募占用指針改訂案に関する弊社意見(要旨)



公募占用指針改訂案(<u>「FIP制度への移行」を可能とする</u>)などに関する弊社の懸念と意見は以下の通りです。

懸念1

「FIP制度への移行」は公募・入札ルールの公平性・公正性の点で問題があるのではないか?

- ・五島市沖のパブリックコメントに対する経済産業省の回答を受け、第1ラウンドの事業者はFIP制度への移行がないことを信頼し 公募占用計画を提出している。
- ・第31回合同会議において、事務局より「(五島市沖パブリックコメントへの回答は)自動的にFIP に移行することを想定していないという趣旨であった」という説明があったがこの趣旨を公募参加時点で読み解くことは現実的に不可能。

懸念 2

「FIP制度への移行」についての検討プロセスが不透明だったのではないか?

• 「FIP制度への移行」を可能とする件については、2025年3月10日開催の第31回合同会議にて初めて公表されたが、公募の公平性、 公正性に疑義が生じるルールの事後変更であれば、委員会等での公明正大な議論プロセスを経るべきだったのではないか。

懸念3

選定事業者の事業計画に大きな変更が生じた場合の対応について

- ・公募の定性評価(事業実施能力など)の形骸化を防ぐため、選定事業者の事業計画(運転開始時期、風力発電機、事業コストなど)が大幅に変更となった場合の取り扱いルールについても整理、明確化する必要があるのではないか。
- ・一般的に公募においては、事業者選定の評価根拠となる事業者が提出した事業計画の大きな変更は認められないと認識をしている。 事業計画に大きな変更が生じた場合、当初の事業者選定結果の有効性の継続について公明正大に審議がなされるべきではないか。

【弊社意見】

上記懸念から公募制度の公平性・公正性の観点から、第1ラウンドにおいては「FIP制度への移行」を事後的に認めるのではなく「FIT制度」での事業継続が困難であれば、「FIP制度」を前提とした新しい公募ルールで事業者選定を再度実施するなどの道を模索することが検討されるべきと考える。また、事業者選定の評価根拠である事業計画に大きな変更が生じた場合は当初の事業者選定結果の有効性の継続について公明正大に審議がなされるべきと考える。

6